

ソシユールにおける「社会的事実」の問題

——ソシユールの概念か、デュルケームの概念か——

高木 敬生

0. はじめに

スイスの言語学者フェルディナン・ド・ソシユールは言語（ラング *langue*）を差異からなる諸記号の体系として規定し、その概念は言語学の枠を超えて幅広い分野に影響を与えた。このラングは記号や共時態などと同様にソシユール理論における最も重要な概念である。

ソシユールによれば、本来物理的・生理的・心的諸要素や能動的・受動的要素、個人的・社会的要素等、種々雑多な要素の混質的複合である言語活動（ランゲージュ *langage*）をそのままの状態の研究対象とすることの困難さから、ラングの抽出が要請される。それではランゲージュから引き出されるラングとはいかなるものなのか。ソシユールはランゲージュからラングが抽出されるとき以下のような性質が切り離されるといふ。

ひとがラングをランゲージュの能力から切り離したとき、次のものを切り離したことになる。第1に社会的なものを個人的なものから、第2に本質的なものを多かれ少なかれ偶発的なものから。(III C 13, 241-243, *CLG (E)*: 41)

こうしてラングとはランゲージュにおける社会的でかつ本質的な部分であるとされたのである。しかし、ラングはソシユール理論の中心的概念のひとつでありながら、その社会的という性質は『一般言語学講義』*Cours de linguistique générale*（以下『講義』）の中の「ラングは社会的事実である」という規定によって独自性に疑問の余地を生じさせる原因にもなった。すなわち社会学者エミール・デュルケームの概念「社会的事実」からの影響の問題である。

デュルケームとソシュールの概念の類似性に最初に着目した W. ドロシェフスキーの研究発表（1933）はソシュールについての資料が乏しかった当時において広く受容され、流布したようである。例えば E. コセリウは「ソシュールは——デュルケームの名は一度として『講義』に登場しないにもかかわらず——デュルケームの社会的事実なる教説を受け入れてその細部に至るまで、また、その言いまわしに至るまで追随している」⁽¹⁾とドロシェフスキーの指摘する影響関係は無批判に受け入れ、さらにソシュールがそうした「効力の疑わしい概念の中に、無邪気に足場を作る」⁽²⁾ ことになったとして批判している。

その一方で、1960年代末のゴデルの研究（Godel, 1969）やエングラの仕事（*CLG (E)*）によって、ソシュール自身の手稿や学生ノートから『講義』の内容と彼の本来の講義との差異や、ソシュールの思想の発展の過程が徐々に明らかになっていったが、原資料の調査を論拠として、例えばケルナーは「確かにデュルケームの『社会学的方法の規準』が出版されるよりも以前に、ソシュールは「言語は社会的事実である」と指摘している」⁽³⁾として影響関係に疑義を抱いている。またスリュサレヴァは「強制の法則（E. デュルケーム）や模倣の法則（G. タルド）——フランスの社会学者たちの意見では、これらが社会的事象を決定する——に対抗して、ソシュールは社会現象としての言語を支配する伝統の法則を提唱している」⁽⁴⁾としてソシュールの理論は言語を社会現象として研究するためにデュルケームやタルドら社会学者の見解とは異なった独自の「伝統の法則」を提示したのだとし、ソシュールの独自性を強調する立場も現れている。筆者もまた拙稿においてソシュールとデュルケームとの影響関係について考察し、ソシュールの手稿や学生ノートを参照すればソシュールのラング概念の社会性は必ずしもデュルケームの社会的事実の特徴をなぞったものではないと言えることを指摘した。

ソシュールのラング概念における社会性を明らかにするという大きな視点から、それに対するデュルケームの影響という指摘に反論するため、本稿においては、第一にソシュールの意味での社会的事実がいかなる性格をもつものであるかを明らかにし、第二にそこから明らかになるであろうソシュールの意味での社会的事実が当時の社会学と影響関係にあり得たのかを相互の時間的關係により考察する。

したがって論述は、1) ソシユールが社会的事実という語をどのような意味で用いており、それは本当にデュルケームの用法と重なるものであるか、そして、2) 時代背景としてソシユールの生きた当時の社会学の状況、すなわちデュルケーム・タルド論争がソシユールの思想形成に影響し得たのか、について論じる。

この議論はデュルケームからのソシユールのラング概念への影響関係を否定しつつ、ラングの社会性という特性を明確化することを目指すものである。また副次的にはあるが『一般言語学講義』の抱える問題点、すなわち編者による講義ノート編集の問題点がいかにソシユールの理解を困難にさせるかを指摘できるだろう。

※本論考は2013年度「AZUR 補助金」による研究成果の一部である

周知のごとく、ソシユールはジュネーヴ大学における実際の一般言語学講義を3回にわたって行った。すなわち1907年、1908-09年、1910-1911年である。ソシユール自身はこの講義をまとめて本にまとめることはしなかった。彼の死後、第3回講義の学生ノートをベースにCh. バイイとA. セシユエによってまとめられたものが『講義』である。

本稿ではテキストは原則としてエングラの講義校訂版を参照した。なお、エングラ版からの引用出典は以下のように示す。

- B: ブシャルディのノート (第2回) C: コンスタンタンのノート
D: デガリエのノート (第3回) G: ゴウチエのノート (第2回)
J: ジョゼフのノート (第3回) R: リードランジェのノート
S: セシユエ夫人のノート (第3回) SM: 原資料 (Godel, 1969) の対応箇所

なお、C及びRのI、II、IIIはそれぞれノートが取られた講義が何回目のものであったかに対応する (凡例: III C 269 226, CLG (E): 39... 第三回講義、コンスタンタンのノート p. 269、断章番号226、エングラ校訂版 p. 39より)。また拙稿本文中の略号については以下の通りである。

CLG: Cours de linguistique générale

CLG (E): Cours de linguistique générale, éd. critique par Rudolf Engler

Règles: Les règles de la méthode sociologique

Division: De la division du travail social

1. ソシユールにおける社会的事実とは何か

『講義』においてラングは「社会的事実である」とされる。最初にそれが見られるのは言語学を他の学問と区別する箇所⁽⁵⁾である。そこでは「種の見地からのみ人間を研究する」人類学に対して言語学の対象たる「言語はひとつの社会的事実である」がために両学問は研究領域を異にすることが指摘されているに過ぎない。しかしエングラー版により元となった講義ノートを見れば、「それ(=人類学)は社会における人間を研究するのではないのに対し、ラングは社会的事実なのだ」と両学問の差異が社会という要素の有無にあること、すなわちラングにおける社会という要素の重要性がより明確に示されている。そしてその直後に社会学について「言語学はその中に含まれ得るだろう」⁽⁶⁾と述べられている。これによりソシユールがラングは社会がなければ存在しないものとして理解し、言語学(ここではラングの研究を指す)と社会学との関係を考慮していたことがわかる。

次に「社会的事実」という語が用いられるのは、「[言語記号をむすびつける] 結合能力と連携能力 *une faculté d'association et de coordination*」、即ち個々人が意思表示のために記号を並べて文を形成する際に働く能力が、「体系としての言語の構成 *l'organisation de la langue en tant que système*」において演じる役割の理解を補助する概念としてである。このくだりの元となった第3回一般言語学講義のノートには次のように記されている。

社会的行為とはひとりひとりがつきかさなった諸個人 [= 社会集団] のうちにしかない。しかしあらゆる社会的事実にとってと同じように、個人の外では考察され得ないのである。(III C 265 218, *CLG (E)*: 39)

ここでは、社会的行為を伝達行為と見ると、その結果として観察されるラングは集団的にしか存在し得ないものであるが、実際にそれを観察するには個々人の内でするしかないということを述べている。すなわち社会的事実としてのラングは各々のその現れを観察し抽象するしかないのである。上の引用のすぐ後に続く箇所で「平均」という言葉が示すのはまさにこのラングの帰納的抽象なのである。

社会的事実、それは確立されるであろうある種の平均 *une certaine moyenne* であり、それはおそらくどのような個人においても完璧ではないであろう。(III C 868 220-221, *CLG (E)*: 39)

こうして、「未知の外国語の音によって驚かされるのは、そのラングの社会的事実のうちにはないからである」⁽⁷⁾とされるのは、抽象された「そのラング」を確立していない状態がいかなることであるかを述べていると考えることができるのである。

さらに「社会的事実」の語は言語の変化について述べられている箇所にも出現する。『講義』には次のように記されている。

[1285] しかしこの [ランガージュからパロールを切り離すことによるラングの] 定義は、まだラングをその社会的現実の外に置いたままにしている。そしてその定義はラングを非現実的なものにしてている。なぜならその定義は現実の一側面のみ、個人的側面のみしか含んでいないからである。ひとつのラングが在るためには話す大衆が必要である。[1286] いかなる時も、その見かけに反して、このラングは社会的事実の外には存在しない。なぜならばそれは記号学的現象だからである。(CLG: 112)

ここではラングとパロールの区別は心的な個人的側面しか扱っておらず、実際のラングに必要な「社会的現実 *réalité sociale*」を考慮していないとされる。それではラングが非個人的あるいは社会的であるための「社会的現実」とは何か。ここに「話す大衆 *masse parlante*」という要素がラングの要件とされるのである。この「話す大衆」がなければラングはただ個人における現象でしかなく、それを対象とするならば個人心理学の領域になるであろう。しかしソシユールは言語学を社会心理学と表現する。つまり、社会的でなければ、前述したようなラングの帰納的抽象は不可能である。こうしてラングの定義の補完に続いて、ラングは「記号学的現象」であるから社会的事実の外には存在しない、つまり社会的事実であるほかないとされるのである。しかし『講義』におけるこのくだりは、実際はソシユールが第2回講義と第3回講義でそれぞれ別々に行った論を編者らがまとめたものである。したがってこれが正確にソシユール自身の意図を反映しているかについては疑問の余地があろう。ラングが「社会的事実の外には存在しない *n'existe en dehors du fait social*」というこの表現は、先に述べ

た外国語を理解しないという意味で「ラングの社会的事実のうちにはない nous ne sommes pas dans le fait social de la langue」という表現と比較すると、一方ではラングが社会的事実に含まれる要素としてあらわされ、他方ではラング自体あるいはラングの一部が社会的事実であると読み取ることが出来る。ここには違和感を覚えざるを得ない。従って両者を少し詳細にみる必要があるだろう。

社会的事実とはラングそれ自体の特性として用いられてきたにも関わらず、ここではラングを包括するものとして存在する別個の概念となっているようにも読める。この点はソシュール自身の用語法の揺れに起因するものなのであろうか。答えは否である。この箇所の曖昧さは編者による「社会的事実」の用法に起因している。上述の引用部にはエングレー版の断章番号⁽⁸⁾を追記したが、先に述べた様に、前半の断章番号1285は第3回講義をもとにしたもので、後半1286は第2回講義の一節がもとなっている。以下に両対応箇所を保持しているコンスタンタンの講義ノートをそれぞれ引用し検討していこう。

しかしこれ [ランガージュから切り離されたラング] は社会的現実の外にある非現実的なラングでしかないだろう (というのもその現実の一部分しか含んでいないから)。ラングが在るためには、ラングを用いる話す大衆が必要なのだ。我々にとってラングは最初から集団精神 l'âme collective に居を構えているのだ。(III C 324 1285, CLG (E): 172)

断章1285に対応する第3回講義のこの箇所では個人的側面のみならず集団的側面すなわち社会的側面も含んでこそ実際のラングが考察されうるとして、話す大衆がラングにとっての「社会的現実」であり欠くべからざる存在であることが主張されている。次に第2回講義の断章1286を見てみよう。

ラングを、それが最初から共有の領域であるかのように、ある社会的かつ集団的なものであるとみなすだけで十分であるに違いないのだ。当然のことながら、船であるものは海上にある船だけでしかないのである。集団に属する記号のシステムだけがこの「記号のシステムの」名に値するのだ。前に述べた諸特徴 [個人に属する性質] は重要ではないとみなすことができる。記号のシステムは複数かつ多数の者の中で理解し合うためにある。どのようなときも、記号学的現象は社会的集団の要素をその外に置くことはない。(II C 21 1286, CLG (E): 172)

ここでもまたラングにとっての集団性、社会性の重要性が説かれている。ラングとは本来社会や集団に共有されたものと考えべきものなのである。船の比喩は、対象となる船（＝ラング）が個人の脳内の記号システム（＝ドックに入った船）ではなく、実際に社会集団に使用されている記号システム（＝海上にある船）であるという、ラング概念の原理を述べているのである。要するにラング、あるいは記号のシステムは社会のうちで考察されるべきものであって個人的側面からはその本質がとらえきれないということを述べている。

さて、前述の違和感、すなわち社会的事実とラングとの関係の揺らぎの原因についてだが、端的に言えば、それは編者らが社会的現実と社会的事実とを混同していることに起因する。すでに見たように、「社会的現実」とは「話す大衆」の存在を示していた。よって社会的現実の外とは「話す大衆」を考慮しない、すなわち個人のみの中にあることであると考えられる。「社会的現実」つまり「話す大衆」それ自体は「社会的事実」とイコールではない。「話す大衆」の中で帰納的に抽象されるラングこそが「社会的事実」なのである。つまり断章1285にあたる部分はソシユール自身の論の展開としては「社会的事実」自体とは直接関与しないのである。対して断章1286は「記号学的現象」には「社会的集団」の要素が必要であると説かれる。ここにおいては「記号学的現象」と「社会的集団」の関係が述べられており、この関係はラングに対する社会的現実の関係と同様に理解することができるだろう。そして確かに、『講義』では編者らによって断章1285と1286が接続されることで両者は一連のくだりを形成している。しかしながら問題は、本来、集団性を示しているはずの「社会的現実」が後部において「社会的事実」と置き換えられてしまっていることにあるのだ。これによって、ソシユールの意図は曖昧になり、その主張の明確さが損なわれた。とはいえ、後述するが、このように編者らが誤った編集を行った原因の一つとして、当時の「社会的事実」という用語自体が社会学者の間でも定義の一致しないはなはだ曖昧な概念であったことは忘れてはならないだろう。

最後に社会的事実という語が現れるのは言語記号の恣意性がラング成立にどのような効果をもたらすかという議論においてである。

今度は、社会的事実だけが言語システムを創造し得るのはなぜかを記号の恣意性

がよりよく理解させてくれる。集団は、その唯一の存在理由が慣用と全体的同意のうちにある諸価値を確立するために必要である。そして個人は、彼一人ではどんなものであっても固定できないのである。(CLG, p. 157)

言語記号の価値は集団によって設定されるものであり、一個人ではそれを定めることはできない。つまり集団が価値のシステム成立における重要な要因なのである。ノートにも「価値は社会的な場においてのみ、集団によってのみ存在する」⁽⁹⁾と述べられているように。ここでの社会的事実と言語システムのもととなる集団の(広い意味での)行為を指すと考えられる。さらに解釈するならば集団による言語事象によってラングが成立しているということであろう。ただし、ここでの用法はやはり前の箇所での「ラングは社会的事実である」という用法とは異なり今度は社会的事実がラングの創造の源として因果関係のように表されている。実はここにも編者らの編集の欠点が垣間見えるのである。『講義』では社会的事実がラングを創造するとなっているが、実際のノートの対応箇所は「記号学的システムの中に存在するもの」⁽¹⁰⁾となっている⁽¹¹⁾。つまり社会的事実が創造するものはラングそれ自体ではなく言語記号、あるいは諸価値を指すとソシュールは述べていたのである。そして、ここでいう社会的事実とはラングというよりも、言語記号の価値を確立する集団的な言語行為を指すと考えられる。

以上に見てきたソシュールの社会的事実の性格をまとめようとするならば、次のように言うことができるだろう：ソシュールによる社会的事実とはどのような個人にも完全な形では存在せず社会集団の中のみ存在し確立されるものである。ただしその観察は個人に拠らざるを得ない。

ソシュールが社会的事実として言語について述べる場合、一般にデュルケームの影響のひとつとされる強制的な拘束性についての言及はなく、また、もうひとつの個人に対する外在性に対応し得る記述はあるが、そもそもその観察は個人においてなされるとなっていた。もちろん、ソシュールは第1回講義で言語学は社会学の介入によって心理学と重要なかわりを持つとし、第3回講義のセシュエ夫人のノート⁽¹²⁾では記号学(記号システムの心理学)を社会心理学の一部門を成すとしている。そして、その根拠として挙げられているのがラングは社会的事実であるということなのである。ただし、ソシュールがラングを

社会的事実とみなしたことがデュルケーム社会学の影響によるものであるかという、そこには疑問の余地があるように思われる。以下に見ることになるが、ケルナーも指摘していたように、「言語は社会的事実である」という言葉はデュルケーム理論の主要概念となる前にすでにソシュールの手稿の中で用いられていた。次にソシュールがデュルケームの影響を受けたという見解に対し、その年代的な矛盾を指摘しその原因を検討したい。

2. 社会的事実とは

ソシュールがジュネーヴで教鞭を執っていたちょうど同時期に、ボルドーではデュルケームにより社会学がその地位を確立しようとしていた。もちろん社会科学はコント以後、スペンサーなどの研究者らによりその萌芽は——萌芽と言ってもすでに花開く寸前であったといえるが——形成されていた。しかしフランスにおいて大学講座として開講されたのはデュルケームがボルドー大学で担当した社会学講座（1896）が最初であった。

デュルケームは社会的事実を社会学の研究の対象として設定し、それを以下のように定義した。

社会的事実とは、[中略]、外的な拘束力を個人の上に行使しうるような行為様式である。さらに言えば、一定の社会の広がりの中で、固有の存在を持ちながらも、一般的であり、個人における様々な現れ *manifestations individuelles* とは独立した行為様式である。(Règles: 19)

この定義における社会的事実の特徴は、個人に外在的でありながら拘束力をもつ行為様式であるということであろう。この定義をもとに社会的事実という概念はデュルケームの用語として理解され、ソシュールがラングを社会的事実であると定義するときもそれはデュルケームの影響を受けているということが言われてきた。しかしながら、ソシュールがジュネーヴ大学で「一般言語学」の講座を担当した時期において「社会的事実」という用語は、デュルケームに限らず、当時の社会学の一般的用語として用いられている側面は見逃されているようである。以下にソシュールが影響を受けたであろう当時の社会科学では

「社会的事実」という用語がデュルケームの用語としてではなく、一般的に用いられていたという事実を指摘するために、まずデュルケームと論争を繰り広げた社会学者 G. タルドの理論を確認したい。

タルドはその著作『模倣の法則』 *Les lois de l'imitation* (1890) において、デュルケームが社会的事実を定義することに先駆けて、この語を用いている。書き出しにおいて、タルドは「社会的諸事実の科学、あるいは単にその歴史やせいぜいのところその哲学に場はあるだろうか」という問いを立てそれを対象としている。それではタルドは社会的事実をどのようにとらえていたのだろうか。彼の理論が成熟期にあったであろう1898年の「社会学のふたつの要素」と題された論文には次のようにある。

基本的な社会的事実 *le fait social élémentaire*、それはある意識的存在の行動による他の者への意識の状態の伝達や修正である。(Tarde, 1898: 64)

タルドは個々人による「基本的な社会的事実」——集団内の特定の個人によるイノベーション等——が共同体全体に広まりひとつの社会的紐帯を形成する反復的現象、すなわち模倣であり、それが生物学や物理学同様に扱われる社会的存在であるとした。デュルケームが社会的事実を個人とは切り離されたものとして扱うのに対し、タルドはそれを個々人の相互作用として説明しようとしている。それは『模倣の法則』からすでに見られていた特徴であることが次の一文からも明らかになるだろう。

社会的存在もまた、その存在が社会的であるかぎり本質的に模倣的なものであり、社会において模倣が果たす役割は、有機体における遺伝や物質における波動と同じことであることがわかるだろう。(Tarde, 1895: 40)

ここで「社会的存在」——あるいはのちに「基本的な社会的事実」と表現されるもの——は、社会の構成員の間で「模倣」により遺伝や波動のように伝わっていくとされており、デュルケームが社会的事実を個人に外在しそれ自体で観察可能であるとするのに対し、タルドは社会的事実がそれを伝達する個人抜きにしては存在しないものであるしていることがわかる。

そのタルドが『模倣の法則』の第7章で個別の社会的事実の説明のために例

として最初に挙げたものが言語であり、以下、宗教、政権、法体系、慣例と欲求、倫理と芸術と続く。言語は少なくともタルドが著作を発表した時点ですでに社会学の対象のひとつとしてとらえられている。

W. ドロシェフスキーは、第2回国際言語学者会議の報告（1931）において、ソシユールのラング概念がデュルケームの社会的事実の概念の影響を受けていると最初に指摘した。その根拠が両概念の類似性と、ソシユールの講義の聴講者であり速記者であったカイユによる、ソシユールがデュルケームとタルドの論争に関心を示していたという証言の2点であった。しかしながら、ソシユールがラングを「社会的事実」とする箇所についてのデュルケームとの類似性は指摘できないことを確認した。また、カイユの話にも問題があるように思われる。すなわち具体的にいつのことであったのかについては言及がないことである。そもそもその議論は本当にソシユールが影響を受けるような時代のものであったのだろうか。したがって、まずは問題となる論争の時系列とそれに対応するソシユールの動向とを、1890年『模倣の法則』の出版から1895年デュルケームの『社会学的方法の基準』による社会的事実の定義までの期間で整理する必要があるだろう。

最初にデュルケーム・タルド論争⁽¹³⁾の経過を確認しよう。この論争は1893年の『社会分業論』によりデュルケームが『模倣の法則』についての批判を展開したことに始まるとされる。それに対し、同年『哲学批評』*Revue Philosophique*に「社会的諸問題」と題する『社会分業論』の書評を投稿してタルドは反論した。また1894年に同誌上にデュルケームの『社会学的方法の基準』の元となる一連の論文が発表されると、タルドは第1回国際社会学大会（1894）における報告「要素的社会学」により社会的事実の個人に対する外在性や拘束力が必ずしもすべてではないとし、要素としての個人の存在を主張する。またタルドの「犯罪性と社会的健康」（1895）においてはデュルケームの犯罪観に対する批判が展開され、対してデュルケームも『自殺論』（1897）でタルドの模倣の概念に対する批判を加える。さらに現在では未発表ではあるがタルドは『自殺論』に対する批判的な草稿が見つまっているという（『模倣の法則』：522）。

次にソシユールの動向⁽¹⁴⁾を見ていこう。1890年ころは言語学界においてリトアニア語の重要性が注目を集めていた。当時、パリの高等研究院 *École des*

Hautes Études の教授であったソシュールもまたリトアニア語のフィールド・ワークのために1890年の春から夏にかけてリトアニア旅行のため休暇をとっている。そして1890年の秋から講座を再開したがその年度末の1891年でパリを離れ、同年の10月にはジュネーブ大学に就任し「インド・ヨーロッパ諸語の歴史」という講座を開講している。翌1892年にマリー・フェッシュ Marie Faesch と結婚。1894年には W. ホイットニーが他界したことでアメリカ文献学会から第1回アメリカ言語学会議の追悼大会にメッセージを依頼される。ただしソシュールは草稿を用意するが未完のまま、会議に送られた形跡も見られないという。また同年はソシュールが組織した第10回東洋語学会議においてリトアニア語のアクセントについての報告を行っている。また1893年から94年にかけて一般言語学に関する本の草稿を残しているが結果としてこれも完成には至らなかった。ソシュールにとって論争の起っていたこの時期は、彼にとって表向きには比較的充実していた時期であったと考えられる。そして1894年の発表後、ソシュールはいわば「沈黙期間」に入っていた。

さて、この時間的な関係から考え得ることはまずパリ滞在中には論争は起こっていないということである。従って、ソシュールが実際に論争に関心をもったとすれば、それはジュネーブの時代ということになる。しかし、ラングが社会的事実であるというときのソシュールがデュルケームの概念を念頭に置いていたという可能性は年代的に難しいのではないだろうか。というのもソシュールの手稿 Ms. fr. 3951/9-3においてラングは社会的事実であるという見解が示されているのである。この手稿は前述の一般言語学に関する本のために書かれたものであると考えられ年代は1893年から1894年と推定されるものである。つまりデュルケームの『社会学的方法の基準』が刊行される1895年以前、少なくとも雑誌掲載と同年には、ソシュールはラングが社会的事実であるという見解を持っていたということである。しかし、この社会的事実とは、すでに見たように一般的に言語が社会的事実であるとされていた以上には、どのような意味を持っていたかについては確定できない。というのもその時点で定義が定まらないからこそデュルケームとタルドの論争が生じる事態になったのである。

前に引用したデュルケームの定義においては外在性や拘束性が協調され、タルドの定義では個々人の意識の相互作用である点が協調されていた。この両者

は集団的な行為あるいは現象であるという点のみ共通しているがその基盤を個人の外に置くか個人に還元するかにおいて対立している。対してソシユールは個人の外にあるという点ではデュルケームと同じ立場をとるが、それを観察するにはあくまでも個人に基づくとして個々人の平均としてラングをとらえていることは前章でみた。この点はどちらかといえばタルドに寄った視点であり、デュルケームの立場とは異なると考えられる。というのもデュルケームに言わせれば「社会的生を個人的諸性質からの単純な結果のように表すべきではない」(Division: 341) とされるからである。

さらにもう一点、ラングの強制的性格について検討してみよう。ドロシェフスキーはラングの強制的な性格についてデュルケームの社会的事実の強制力からきているように指摘しているが、実際はこの箇所もまた第3回講義におけるホイットニーのラングを社会制度とする考え方の紹介をしている箇所に対して編者が別の箇所を、つまり第2回講義の言語の共時的法則と通時的法則とについて述べている文脈を異にする箇所を接続しているのである。たしかにこの、言語が社会制度であるという視点はホイットニーの影響によるものである。第3回講義のコンスタンタンのノートを見てみよう。

アメリカの言語学者ホイットニーは、1870年ころ、『言語活動の原理と生』という本でラングを社会制度に比較することで驚きを呼んだ。そこではラングは一般的なやり方で社会制度という大きな分類に含まれると述べられている。III C 14 167 CLG (É): 33

ここではホイットニーがラングを社会制度に含めたことのみが述べられている。社会制度がどのようなものであるかは述べられていない。しかしながら『講義』を見ると次のように記されるのである。

ラングは社会的制度であるのだから、それが集団を支配するのと同じような諸規定によって統制されているということをアプリオリに考えることができる。／しかるにあらゆる社会法則は基礎的な二つの特徴をもつ。つまり強制的であり一般的であるということである。CLG: 129

この引用の中にあるスラッシュ記号(／)は引用者による挿入である。実は

これを境に前半は編者らによって作成された文章であり、後半は社会制度の話とは無関係の、そしてこのくだりが現れるセクションのタイトル通りの、「共時的法則と通時的法則」について第2回講義で語られた部分に由来する。すなわち、ラングそのものの性格について述べられたものではなく、あくまでも法則の強制的・一般的性格であるにもかかわらず、編者らによってラング自体の議論として改変されてしまっているのである。もちろんラングが社会制度であり、ゆえに強制的かつ一般的法則であって社会的事実と類似しているということは論理的に可能であるとも推測されるが、そのためにはまず社会制度と社会的事実との関係を明らかにする必要がある、かつそれはソシュールの言葉をおって論理的に順序だてられねばならないはずである。

3. まとめ

以上みてきたように、ソシュールにとっての社会的事実とはそもそもデュルケームの概念とは異なる用い方をされていることを指摘し、次にそもそも言語が社会的事実であるといわれることは一般的であったということと同時にソシュールの手稿によればデュルケーム・タルド論争がその思想の発展過程に影響するというのは年代的に矛盾があることを論証した。当時権威をもっていた二人の社会学者——デュルケームとタルド——の論をつき合わせて検討した結果としては、二人の立場を分けている個人という要素の位置づけに関して、ソシュールの「社会的事実」は両社会学者の概念の中間に位置していると考えられる。したがってドロシェフスキーの、ソシュールに対するデュルケームの影響を主張する論拠、「概念的類似性」と「ソシュール自身による論争への言及」の両者が実際には根拠足り得ないことが明らかとなったのである。それと同時に、こうした誤解が実は編者らの編集に起因していた可能性も看過できないものであろう。

註

- (1) コセリウ、1981: 25
- (2) Ibid.: 26-27

- (3) Koerner, 1988: 68
- (4) スリュサレヴァ、1989: 176
- (5) Cf. *CLG*: 20-21
- (6) 『講義』における当該の箇所では「それ [=言語学] を社会学に組み入れるべきであろうか」として断言はされていないが、ソシユール自身の言葉により近いものとしてここでは講義ノートの記述をとりたい。
- (7) III C 269, 226, *CLG (E)*: 39
- (8) Cf. *CLG (E)*: 172
- (9) II C 22, 1843, *CLG (E)*: 255
- (10) II R 24/SM II 56, B15, II C 22, 1842
- (11) ゴーチエのノートのみ「記号学的価値の中に存在するもの」となっているが、文脈や他の学生と比較して誤記であろうと思われる。Cf. G 1.5 a 1842 *CLG (E)*: 255
- (12) Cf. SI.2, 111, *CLG (E)*: 21
- (13) デュルケーム・タルド論争については池田・村澤訳の解説に詳細がある他、(池田, 1998) などの研究がある。
- (14) ソシユールの動向に関しては(丸山, 1981) が詳しい。

参考文献表

- Constantin, Emile**, 2005, «Linguistique générale (Cours de M' le Professeur de Saussure) Semestre d'hiver 1910-1911», in *Cahiers Ferdinand de Saussure*, t.58, Genève; Librairie Droz (pp. 82-290)
- Doroszewski, Witold**, 1962, *Studia i szkice językoznawcze*, Panstwowe Wydawnictwo Warszawa; Naukowe
- 1969 [1933], «Quelques remarques sur les rapports de la sociologie et de la linguistique: É. Durkheim et F. de Saussure», in *Essais sur le langage*, Paris; Minuit (pp. 97-109)
- 1972 [1933], «Sociologie et Linguistique (Durkheim et Saussure): Communication», in *Actes du Deuxième Congrès International de Linguistes*, Genève 25-29 Aout 1931, Nendeln/Liechtenstein; Kraus Reprint (pp. 146-148)
- Durkheim, Emile**, 1895, *Les règles de la méthode sociologique [= Règles]*, 7^e éd., Paris; Librairie Félix Alcan
- 1991 [1930], *De la division du travail social*, 2^e éd., Paris; Quadrige/PUF
- Engler, Rudolf**, 1968, *Lexique de la Terminologie Saussurienne*, Utrecht/Antwerpen; Het

Spectrum

- 池田祥英, 1998, 「タルド＝デュルケム論争における社会学方法論」、『日仏社会学会年報』(8) (pp. 45-69)
- Koerner, E. F. Konrad**, 1973, *Ferdinand de Saussure: origin and development of his linguistic thought in Western studies of language: a contribution to the history and theory of linguistics*, Braunschweig; Vieweg
- 1988, «Meillet, Saussure et linguistique générale», in *Histoire Épistémologie Langage*, t.10, fasc.2, Paris; SHESL (pp. 57-73)
- コセリウ・エウジェニオ, 1973, 田中克彦, かめいたかし訳, 『うつりゆくこそことばなれーサンクロニー・ディアクロニー・ヒストリア』、クロノス
- 丸山圭三郎, 1981, 『ソシュールの思想』、岩波書店
- Saussure, Ferdinand de**, 1989 [1968], *Cours de Linguistique Générale*, éd. critique par Rudolf Engler [= *CLG(E)*], t.1, Wiesbaden; Otto Harrassowitz
- 2005 [1967], *Cours de Linguistique Générale* [= *CLG*], publié par Charles Bailly et Albert Sechehaye avec la collaboration de Albert Riedlinger, éd. critique préparée par Tullio de Mauro, postface de Louis-Jean Calvet, Paris; Éditions Payot & Rivages
- スリュサレヴァ **H. A.**, 1989 [1979]、谷口勇訳『現代言語学とソシュール理論改訂版』、而立書房
- 高木敬生, 2013, 「ソシュールとデュルケム：言語と社会的事実」、『Azur』(14)、成城大学フランス語フランス文学会 (pp. 21-40)
- Tarde, Gabriel**, 1895 [1890], *Les Lois de l'Imitation*, 2^e éd., Paris; Librairie Félix Alcan [=2007, 池田祥英、村澤真保呂共訳『模倣の法則』]
- , 1898 [1894] «Les deux éléments de la sociologie» in *Études de psychologie sociale*, Paris; V. Giard & E. Brière